

# ご存知ですか？「国民保護法」

## テロや武力攻撃などから身を守るために

新聞やニュースなどで、他国におけるテロや武力による攻撃についての報道が連日伝えられています。このような事態は、今や世界のどこで発生してもおかしなく、我が国や松前町においても例外ではありません。

このような事態が万一が発生した場合、皆さんの生命、身体、財産を守り、生活や経済に与える影響を最小にするための法律が「国民保護法」です。では、どのような法律なのか、その仕組みについてご説明します。

### 国民保護法とは

平成16年9月に「国民保護法」(正式には、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律といいますが)が施行されました。これは、武力攻撃を受けた場合や大規模テロが発生した場合に、国民の生命、身体と財産を保護し、国民生活に与える影響を最小にするため、国、都道府県、市町村、放送事業所などの指定公共機関の責務、国民の協力、基本的人権の尊重

と住民の避難、救援などの具体的な措置について定めた法律です。

松前町では、この法律に基づき今年の6月議会で関係条例を制定し、平成19年3月に「松前町国民保護計画」を作成することになっています。

### 国民保護法の3つの柱

国民保護法では、武力攻撃や大規模テロなどから国民の生命・身体・財産を保護するため、「避難」「救援」「武力攻撃に伴う被害の最小化」を3つの柱とする内容になっています。

### 武力攻撃とは

- 地上部隊が上陸する攻撃
- ゲリラ・特殊部隊による攻撃
- 弾道ミサイルによる攻撃
- 航空機による攻撃

### 避難

国は、武力攻撃などから、国民の生命、身体などを保護する必要があると判断したときは、国民に対し、武力攻撃事態などの現状を把握、予測し、武力攻撃が迫り、又は現に発生している地域などについて警報を出し、避難が必要な場合は、県に避難の指示を行います。

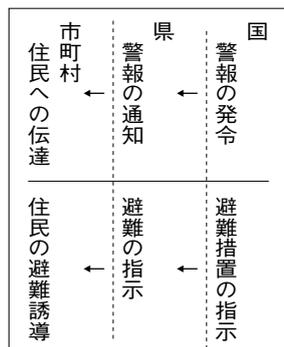
県は、警報、避難の指示を市町村に伝達し、市町村は、避難が必要な地域、避難先、避難方法などを防災無線、放送などで住民に広報します。避難の誘導は、市町村、警察、消防などが行います。

### 救援

避難先での救援は、県が中心となって、市町村や日本赤十字社などと協力して、避難所の設置、食品・飲料水の提供、被服・寝具などの生活必需品の提供、医療活動などを行います。

### 武力攻撃に伴う被害の最小化

武力攻撃による被害を最小



にするため、国、県、市町村などは、協力して危険物質などや原子炉による被害の防止、ダムや発電所などの警備の強化、警戒区域の設定による危険区域への立入り制限などを行い、消火や被災者の救助などの消防活動を行います。

また、国民生活の安定のために、物価の安定、電気、ガス、水の安定供給や運送、通信の確保などを行います。

### 国民の協力と

### 基本的人権の尊重

国民保護法では、避難住民の誘導・救援の援助、消火活動や負傷者の搬送、被災者の救助、訓練への参加などについて、国民が協力するよう努めることになっていますが、いずれも強制でなく自発的な意志に基づくものです。

また、武力攻撃事態などでも憲法で定める基本的人権が